

令和3年度スポーツ振興事業助成 配分基準（案）

スポーツ振興基金助成金

「令和3年度スポーツ振興基金助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 スポーツ団体選手強化活動助成（国内合宿、海外合宿、チーム派遣、チーム招待）

競技力向上事業助成における配分基準を参考に、助成金の上限額を1競技団体当たり2,000千円とする。

なお、採択に当たっては、各競技団体が付した活動ごとの優先順位を尊重することとする。

2 スポーツ団体大会開催助成（競技会、研究集会・講習会）

大会の種別（国際大会、日本選手権大会等）に応じた区分を設け、下表のとおり、助成金の上限額を設定するとともに、その区分において、「事業内容」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が8割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%又は大会区分における助成金限度額のいずれか低い額）」「得点が4割を超え8割以下の団体はB評価（助成対象額又は大会区分における助成金限度額のいずれか低い額の80%）」「得点が4割以下の団体はC評価（不採択）」とする。

なお、公益財団法人日本スポーツ協会の申請活動については、事業の重要性に鑑み、下表を適用せず、助成金の上限額を設けない。

大会種別		助成金の上限額
国際大会	オリンピック・パラリンピック 実施競技種目	10,000千円
	オリンピック・パラリンピック 非実施競技種目	8,000千円
日本選手権大会		6,000千円
上記以外の全国大会又は研究集会等		3,000千円

3 アスリート助成

(1) 基本方針

次のア、イ及びウにより各競技団体に助成枠を配分し、JOC、JPC及び各競技団体の協議の上、JOC、JPCから推薦された候補者の中から助成決定者の選出を行うこととする。

ア 直近のオリンピック・パラリンピックや世界選手権等の成績を基に、以下の評価基準により算出した助成枠を各競技団体に配分する。

○評価基準

個人種目／団体種目（ペア含む）	チーム競技
1位～4位： <u>1枠／人</u>	1位～4位： <u>基準数A×1枠</u>
5位～8位： <u>0.5枠／人</u>	5位～8位： <u>基準数A×0.5枠</u>
	オリンピック・パラリンピック出場 可能国数以内の順位： <u>基準数A×0.33枠</u>
	※基準数Aは『スターティングメンバー数+控えメンバー数×0.2』（端数切上げ）

イ JSCユースアスリートの助成区分については、将来を見据えたユース層の強化を支援するため、各競技団体に最低「2枠」は助成枠を確保することとし、アの方法による配分の結果、助成枠が「2枠」に満たない団体に対しては、不足分を配分する。

ウ JOCエリートアカデミーを実施している競技団体において、ア及びイの方法による配分の結果、アカデミー生の人数に満たない場合、不足分を配分する。

なお、アスリート助成候補者の推薦期間を終了した後、上半期中に、競技団体やアスリートの責に帰さない、やむを得ない事情（他国のドーピングによる評価対象大会の成績繰上げ等）により、配分する助成枠数に変更となった場合には、下半期から助成枠を追加することとする。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック開催年における特別措置

夏季競技に限り、東京オリンピック・パラリンピック後にJSCトップアスリートが引退・長期休養する場合は、下半期からの助成対象者の入れ替えを認めることとする。

4 選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動、能力育成教育）

助成対象者の決定に当たっては、JOC又はJPCにおいて各競技団体と協議の上、JOC又はJPCから推薦された候補者の中から行うこととする。

競技強化支援事業助成金

1 スポーツ団体トップリーグ運営助成

(1) 予算額は、275,000千円とし、1助成対象者当たりの助成金の上限額は、下表のとおりとする。

助成対象者	助成金の上限額
日本トップリーグ連携機構	35,000千円
日本トップリーグ連携機構の加盟団体	20,000千円

(2) 「令和3年度競技強化支援事業助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する活動については、すべて採択するものとする。

スポーツ振興くじ助成金

「令和3年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が8割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「4割を超え8割以下の得点があった団体はB評価（助成対象額の80%）」「得点が4割以下の団体はC評価（不採択）」とする。

なお、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらずC評価（不採択）とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

- (1) 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (2) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）
申請1年目の団体は、A・Bいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。
- (3) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）
現物給付であることから、助成対象額どおりとする。
- (4) ドーピング検査推進事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (5) スポーツ仲裁等事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (6) スポーツ指導者海外研修事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (7) 大学スポーツ活動推進事業
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (8) 国際競技大会開催助成
総合競技大会、閣議了解された競技大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (9) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。